

# ～平成 18 年 4 月から障害保健福祉制度が段階的に変わります！～

現在、「支援費制度」または「精神通院公費負担医療」をご利用されている方は、**手続が必要です。**  
 (対象者の方には、既に通知をさせていただいております。)

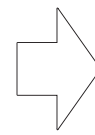
対象者	期限	窓口
①支援費制度利用者	平成 18 年 2 月 24 日(金)まで	社会福祉課または各支所市民課
②精神通院公費負担医療利用者		

※手続をされない場合、引き続いてサービスを利用出来なくなったり、利用者負担額の減額措置を受けられなくなりますので、お早めに手続をお願いします。

## 障害者自立支援法

制度のポイント (これまでの制度の課題を解決)

- 1 身体・知的・精神の三つの障害者福祉サービスを一元化
- 2 障害者がもっと「働ける社会」に
- 3 利用者本位のサービス体系に再編
- 4 支給決定の手続や基準の透明化、明確化
- 5 費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化

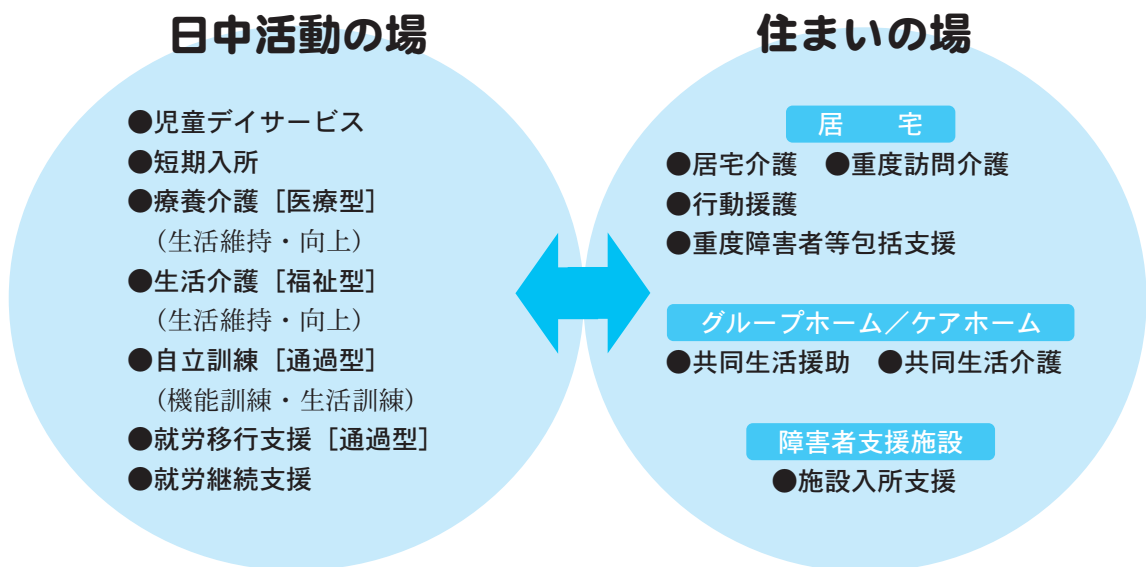


・障害者の方が地域  
 で暮らせる社会  
 ・自立と共生の社会  
 を実現

### 新たな障害福祉サービスの体系

これまでの障害保健福祉サービスは、「障害の種類はなにか」「自宅か施設か」といった区分で分類されていました。新しい制度では、これらの区分をとりはらい、機能や目的別にサービスの区分けをしています。

地域生活の支援や就労の支援といった課題に対応するため、自立訓練や就労移行支援などの新しいサービスを取り入れ、サービスの利用が「地域生活への移行」に効果的に結びつくように工夫されています。



※ 施設サービスは、5年間の経過措置期間内に移行。

※ この他、地域生活支援事業として移動支援、地域活動支援センター、福祉ホーム等のサービスができます。